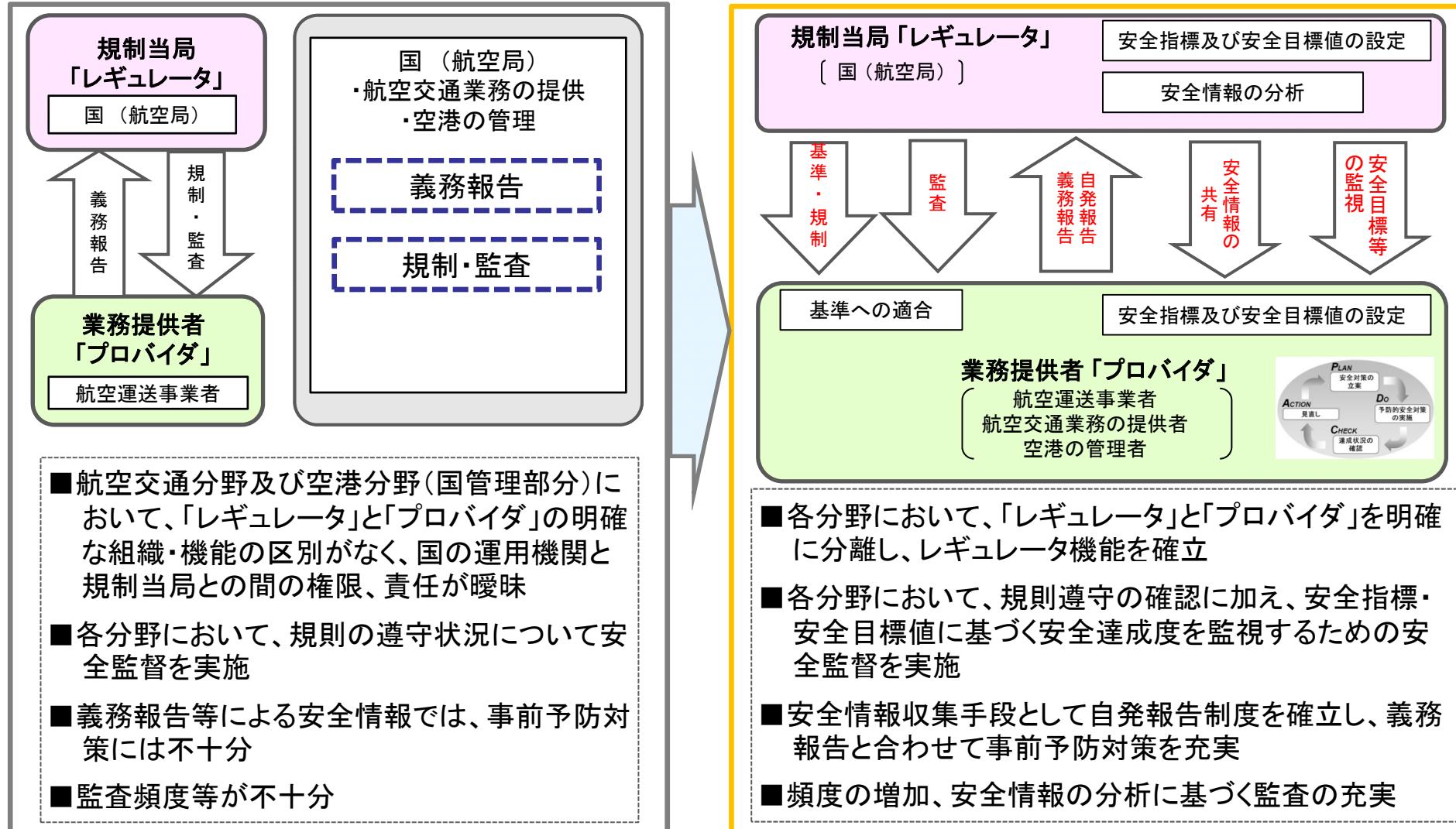


航空安全プログラム(SSP)に対応した体制の確立

- ・従来行ってきた規則遵守の安全対策に加えて、規制当局と業務提供者各々が事前予防的な取組等を実施し安全性の向上を図る。
- ・具体的には、①業務提供者に対し、個々の安全指標及び安全目標値の設定を求め、安全達成度の監視を行う。②安全情報の収集範囲を拡大し、安全情報の共有を図ることで事前予防対策を充実させる。



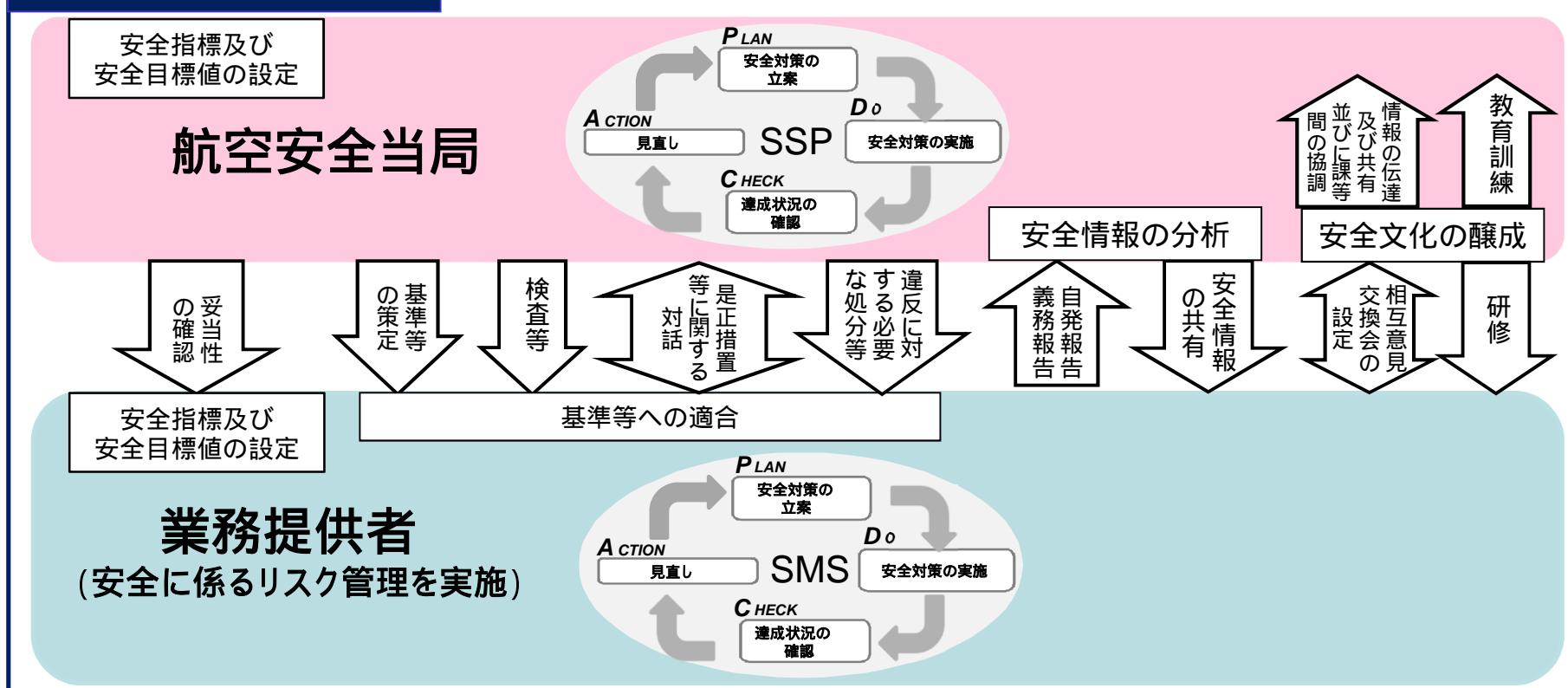
航空安全プログラム(SSP)の概要

国土交通省航空局(航空安全当局)は、国際民間航空条約第19附属書に従い、「[航空安全プログラム\(SSP \)](#)」を策定(平成25年10月)。(関連通達 : 「[安全管理システムの構築に係る一般指針](#)」)

航空安全当局は、

- ✓ 国の安全指標及び安全目標値の設定、航空の安全に係る基準等の策定、検査等、違反に対する必要な処分等を行う。また、業務提供者に対し、研修の実施等を通じ、安全文化の醸成を促進する。
- ✓ 業務提供者に対し、安全方針の策定、安全指標及び安全目標値の設定、安全情報の報告制度、教育訓練等、安全に係るリスクの管理のために必要な事項を定め、これを実施することを求める。
- ✓ 航空事故等の再発を防止するとともに予防的対策の実施に役立てるため、航空の安全に関する情報を収集し、分析し及び関係者と共有する。

航空安全プログラムの全体像



業務提供者
(安全に係るリスク管理を実施)

航空法規等の執行方針

航空法規等への違反に係る不利益処分等は、違反の内容及びそれによる安全に係るリスクに見合ったものとし、違反を意図的に行ってはいたか否か等及び改善措置の実施の有無も検討の上判断する。

安全管理システム(SMS)の確立を支援するため、

SMSを確立・実施する業務提供者の内部の自発報告等に航空法等の違反が含まれていたとしても、当該情報を不利益処分等の根拠として使用しない。

業務提供者が航空法等に違反した場合、当該業務提供者と対話をを行い、適切な是正措置等が示されれば、当該違反に係る不利益処分等を実施しない。(違反が意図的、隠蔽、繰り返しのいずれかに該当しない場合)

安全情報の収集・分析・関係者との共有

情報の収集

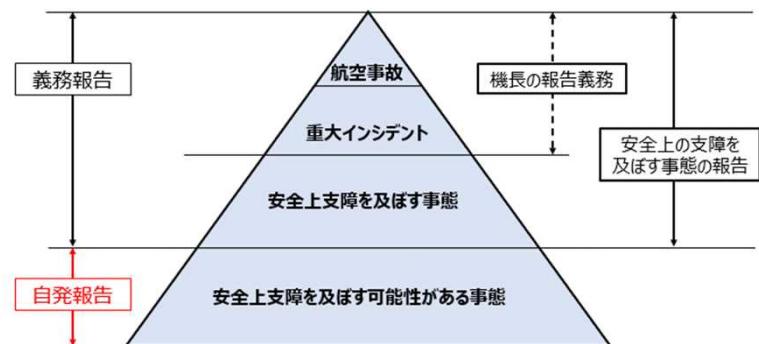
航空事故等その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、航空安全当局は、業務提供者に対し、義務報告制度による着実な報告を求める。

義務報告では捕捉しにくい、航空の安全上の支障を及ぼす可能性があったと思われる事象等の情報を幅広く収集するため、航空安全当局は自発報告制度を確立する。

分析及び関係者との共有

航空安全当局は、分野別の又は分野横断的な会議等を開催して分析し、分析した結果は、データベース等を通じて関係者と共有する。

〈報告対象となる情報範囲のイメージ図〉



安全性の向上のための取組

航空安全当局は

内部に対する取組として、情報の伝達及び共有並びに課等間の協調および職責に必要な教育訓練を実施する。安全の知識付与を目的とした研修等を通じて、航空活動関係者の組織内の安全文化の醸成を促進する。航空活動関係者と相互に意見を交換する機会の設定、データベースの共有により、双方向の意思疎通を図る。